

第1章 人権とくらしに関する総合計画の概要

人権行政の基本姿勢

- 支え合い、元気にくらすまち
人を大切にし、差別の無いまちをつくる —

1 計画策定の背景

21世紀を、真の「人権の世紀」にするため、そして千曲市のめざすべき、だれもが「あらゆる差別のない明るく住みよい千曲市」構築に向け、人権行政を一層推進していく必要があります。

市では、今後の人権行政を差別撤廃人権擁護条例に掲げられた「あらゆる差別のない明るい千曲市の実現に寄与することを目的とし、総合的かつ計画的に推進」するため、引き続き「第2次人権とくらしに関する総合計画」を策定しました。

2 計画の意義

(1) 人権行政の基本姿勢

市では、「千曲市総合計画」の中で「支え合い、元気にくらすまち」－「人を大切にし、差別のないまちをつくる」をまちづくりの基本目標の一つに掲げ、すべての人が住み慣れた地域において安心していきいきと暮らし、すべての人の尊厳や人権が守られ、個性や価値観を認め合うことができることを目標としています。

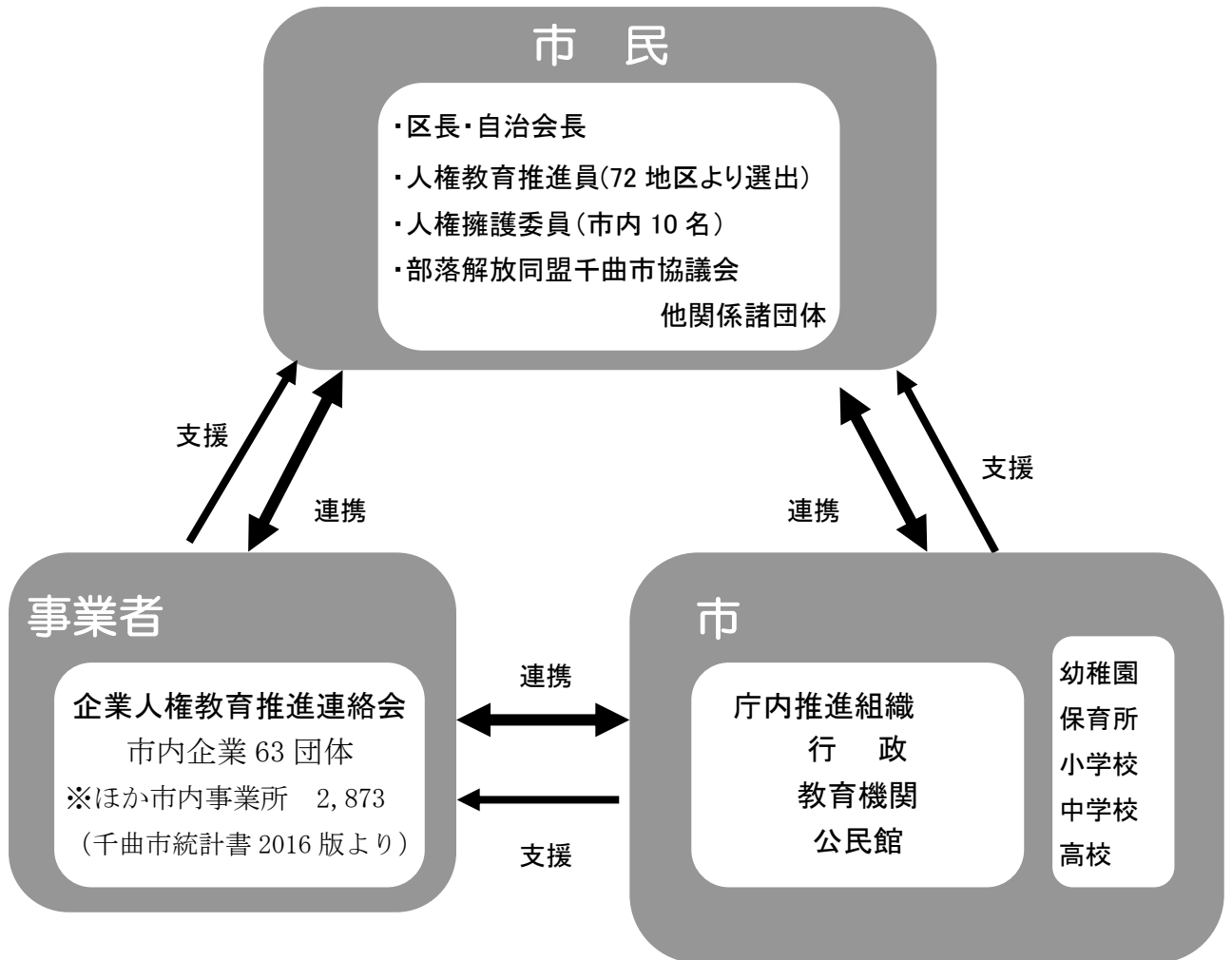
また、行政運営にあたっては、下記の項目を重点指針としています。

- ① あらゆる機会を通じての人権教育・啓発の推進
- ② 市民の積極的な参加
- ③ 人権の理解から人権尊重への意識の高揚
- ④ 共生の心の醸成
- ⑤ 共生社会の実現
- ⑥ 相談体制の充実

(2) 計画の推進

人権施策の推進にあたっては、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」や「長野県人権教育・啓発推進指針」を踏まえ、同和問題をはじめとする様々な差別撤廃と人権の確立・尊重という多種多様な問題に対応するため、総合的調整機能を果たし推進体制の充実を図っていきます。

人権教育・啓発活動の推進体制



(3) 計画の構成と期間

計画は「総論」・「各論」及び「資料」で構成されます。

「総論」では、人権に関わる諸問題に取り組む今後の行政の基本的な考え方と姿勢を示しています。

「各論」では、課題ごとに現状を検討し、課題に対する施策の推進方向を示しています。

「資料」では、人権に関する法令、市民の意識調査結果等を中心にまとめています。計画期間は平成26年度から平成30年度とし、必要に応じて弾力的に見直しを行なうものとします。

3 計画の進行管理

本計画を単なる計画に終わらせないためには、推進体制を確立し、市民や事業者の情報公開をしていくことが不可欠です

本計画の着実な推進を図るため、「千曲市差別撤廃人権擁護審議会」において、毎年事業の推進状況（年次報告書）を検証するものとします。

また、審議会は、必要に応じて市長に意見を具申し、市長はこれに基づいて必要な措置を講じるものとします。

